

た土地は、もともと民有の農地、山林、原野で、それを「戦時中時に終戦時に近き昭和十八、九年より急速に軍事施設の拡充、整備を行うため土地の強制的買収、家屋の短期強制的立退等により」軍が二足三文で掠奪したものである。従つて政府は、終戦と軍のテヲ退に即して、軍收用以前の所有者、利用者に返還すべきものである。しかるに、これらの土地を合法的、良心的に処分しないで、軍の占領をそのまま、これらの土地の利益に關係のない資本家学校等に相続したのはいかなる理由か。

2 政府が今日緊急開拓として事業を実施している部分は、台地の霞空城外の部分である。ここは、尤も地質も悪く、農耕地として條件も悪い。そして友部飛行場と共に縣下最悪の開拓地である。ところが、土地の所在は湖岸低地であつて、地味もつともよく、もともと水田であつた。阿見町はこの土室所在の低地湖岸の水田を基点として発達し、遠心的に台地高原地に拡散していったものである。

従つて、阿見町の戦後復興のためには、先ずこの土地の水田復元をなすべきである。しかるにこの町の求心部の復興を抑圧し、かつて山林、原野であつた町の外カクに農耕地を開拓するといふことは、全く変則である。しかも水のある低地を水田にし

ないで、湖岸より二―三キロの地点にある高原の赤ノツボにバク大な費用をかけて上水し、悪田を造成するというのは、いかなる意味の開拓か。

また霞空内には、軍所有でない六町ほどの水田畑が霞空を占有し、それがその最大、農大職員がそのまゝ占有して、所有者の耕作を阻んでいゝという訴えがあるが、眞相はどうか。

3 阿見町農地委員会が土室敷地のうち二五町歩の農地化を茨城縣に申請中であるが、これが申請してより一年余、水戸管財支所と学校のために阻害されていると聞くがどうか。

4 政府（または、農林省開拓局、茨城縣、同縣農地委員会）は自らの責任と権限によつて、これらの軍事施設たる土地の事情、また收用前の権利並に利益干渉を調査し、これらの土地に干渉する農民の権利を保全すべきものであると思ふが、この軍事施設にかぎつて、政府がそのような積極的措置をとつていないのはどうした訳か。

5 これら軍事施設であつた土地の農地復元について阻止の勢力となるものは、公務員たと学校たるを問はず、農地改革に關する諸法令の掟めに従つて、きびしく彈圧すべきものである

1 財団法人霞ヶ浦農科大学

a 土地

地目 元地目不明、引繼當時は宅地
面積 四万五千五百一十坪

のに、農地復元の進行現在のごとくであるのを放任しておくのはどういふ訳か。

第七、軍の整備、その他について
1 第一次答弁では整備なしとあるが、出身兵士の説ではあつたといふが、どうか。

2 また、衣料、食糧、藥劑、アルコール、石油その他の物資の数量、価格はどうか、それをどのようにに処分したか。

第八、文化、産業の復興について
1 終戦後、地元民はその文化、産業、経済のため、旧軍事物件をどのようにに利用したか、具体的に説明されたい。

2 食品会社、紡績会社、学校等と地元民の産業経済と軍事物資がどのようにに關係し、地元民の産業文化の発達に寄與しているのか、もう少し詳しく説明されたい。

内閣参事第三〇号

昭和二十四年三月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平 恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出土浦飛行場等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出の土浦飛行場等に関する質問に対する答弁書

第一、霞ヶ浦海軍航空隊

価格 台帳價格(三万六千二百四十円八十錢)
賃料(賃付料) 年額 六万七千七百二十七円七十一錢

b 建物

種類 事務所建、倉庫建、雜屋建
棟数 七十八棟
價格 台帳價格 二、八七七、二九六円一〇錢
賃料 賃付料 (年額) 六〇一、一三六円三九錢

利用状況

土地は建物敷地及運動場、その他に使用
建物は学生の教室、講堂、事務所、その他
土地、建物の價格については別紙目録(甲)を参照(本参照はどうかん
な書類のため印刷を略す。)

新日本食品工業株式會社

a 土地

面積 二四、二四三坪三一
價格 一九、三九四円四六(台帳價格)

地目別面積 全部宅地

b 建物

種類 工場建、倉庫建、事務所建、雜屋建、附屬工作物
面積(延坪) 四、五五三坪一四七
棟数 三十四棟
拂下價格 九、八六一、三三〇円〇〇

農林省

緊急開拓として所管換面積 二七五町六七

事業概要

一〇〇町歩 開田
一二八町歩 開畑
四七町六反七畝 その他
新規入植戸数 一二〇戸
地元増反戸数 一六二戸
茨城縣農業會

a 土地

面積 二七、六九三坪
價格(台帳) 三八七、六〇〇円〇〇
賃料(年額) 三四、六六六円二五

利用状況

右土地上には建物十六棟(建坪約一、九〇〇坪)あり、農耕開拓事業の

ため使用中であるが農業者解散後は夫々賣拂処分する方針である。

5 舟島村外二ヶ村

新治共同病院の使用

a 土地 価格(台帳価格) 六六、九七八円

b 建物 価格(台帳価格) 二、九四〇円

質料(年額) 一六二、八九〇円

質料(年額) 三八、二二二円三三

6 鹿島参宮鉄道株式会社

a 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

b 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

c 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

d 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

e 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

f 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

g 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

h 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

i 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

j 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

k 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

l 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

m 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

n 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

o 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

p 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

q 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

r 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

s 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

t 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

u 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

v 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

w 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

x 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

y 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

z 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

aa 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

ab 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

ac 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

ad 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

ae 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

af 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

ag 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

ah 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

ai 建物 質料(年額) 四一、一四〇円

第三、第一海軍航空隊

日本貿易運輸株式会社

a 土地 質料(年額) 一〇、七八七円四八

b 土地 質料(年額) 二、三三、一一三円九二

c 土地 質料(年額) 七五四、五九〇円

d 土地 質料(年額) 八、九一二円五六

e 土地 質料(年額) 七四、七四四円九五

f 土地 質料(年額) 九、〇〇〇、〇〇〇円〇〇

g 土地 質料(年額) 一、三六二、九四〇円〇〇

h 土地 質料(年額) 二、九七二、九四〇円〇〇

i 土地 質料(年額) 一五六、四二〇円〇〇

j 土地 質料(年額) 二、二一、〇三二円二〇

k 土地 質料(年額) 一、七二八、三八〇円〇〇

l 土地 質料(年額) 四八〇、四〇六円〇〇

m 土地 質料(年額) 一八、〇七三円三八

n 土地 質料(年額) 六一、六五四円八三

o 土地 質料(年額) 七、九四四円八〇

p 土地 質料(年額) 五五、二九九円四〇

q 土地 質料(年額) 四八、九七〇円〇〇

r 土地 質料(年額) 七〇、七七〇円〇〇

s 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

t 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

u 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

v 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

w 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

x 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

y 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

z 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

aa 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ab 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ac 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ad 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ae 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

af 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ag 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ah 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ai 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

aj 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ak 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

al 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

am 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

an 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

ao 土地 質料(年額) 二六九、六九〇円〇〇

第四、農科大学と日本体育会について

1 より4までの事項

右学校の設立誘致については

地元前町長等が、軍解消後にお

ける町の発展性を考慮し、学園

都市としての計画の下に本省並

びに現地管財支所と呼びかけ再

三協議を遂げ、固有財産中央処

理委員会において決定したもの

である。而してその後利用状況

その他を調査した結果、両校

共その使用効用十分でなく、過

大に思われる点もある。使

用状況その他につき種々注意を

與え且つ右範圍(土地及建物)の

縮小乃至使用停止方について交

渉中である。今後その使用状況

その他について当初の計画又は

目的に添わない点があるなら

ば、適当な措置をとりたいと考

えている。

右につき文部省としては次の

如く考えている。

農ヶ浦農科大学

本学は農学部をもつ単科大学

であるが、大学はその本質上又

使命に鑑みても各学科に分れて

の研究、実験、実習等の設備の

ために相当廣大な土地建物を要

するのであり、特に農学部にお

いてはより以上これらのものを

必要とすると同時に相当な農場

の必要なことは御承知の通りで

ある。

ために本学においても現在在

予科生徒四八〇名であるが本

年四月よりは学部も開設し定員

一五

九六〇名として農学科、農藝化学科、農業工学科の各面に亘つてその研究に著々邁進し、最高の農業教育を施し、新しき農業指導者を育成し、新農業における學術の進展を究め、農業の改良進歩に貢献せんとしている。なお附屬の高等農業学校も設置している。なお他の同系統の大学に比して本学は土地建物とも必ずしも廣大なものではないのであつて、少くとも現状の建物及土地は前述の理由によりまして必要なるものであると考へられるのである。

日本体育會

日本体育専門学校は現在本科一、二〇〇名補習科二〇〇名を收容し本年四月からは私学唯一の体育大学として充足し高等の理論と實際を中心としてひろく知的、道徳的に教養の高い体育指導者を養成し指導者七、〇〇〇名の不足を補うと共に心身共に健全な國民の育成をなし日本再建を図らうとしている。そのため学生の教育実習のために中学校を二校、高等学校を二校附設する計画をもつており六九、七三〇坪土地一〇、四五二坪の建物は是非必要と考へられる。

第五、新日本食品工業株式會社等について

右會社に対しては当初一時使用は國有財産處理委員會において決定しその後賣却に移したものである。右は會計法その他の規定により合法的に處理したもので、利益提供、ブローカー云々の点につ

いては關知していない。

第六、農耕地復元について

1 旧軍用地の復元は、民生安定、經濟再建、教育文化等の興隆のため総合的見地において貸付処分してゐるのであつて施設の現状その他を総合勘案し且つ地元の意見等も徴して効率的運用を図つてゐる。(大蔵省)

2 土空の構内(練兵場)は農林省及び当該農地委員會の決定に基いて農林省へ所管換へしたものである。(大蔵省)土空地区の中三六町九反一畝は開拓適地として開放され、昭和二十年年度より着手して開田を行つた。残余の面積については、農耕適地の開放について努力したい。

農空地区の開田計画は、二七五町歩の中一〇〇町歩を開田し、その他を開田するもので、土空地区とは別個に考へられ、土空地区の開墾を抑制して農空地区に力を注いでゐるようなことは認め難い。農空地区についても、開拓の價值ありとみなして実施してゐるのである。(農林省)農空内における軍所有でない六町ほどの水田畑に関する占有の有無及び耕作阻害の件については早急実地調査の上事実であれば直ちに適當な措置を講じた

い。

3 かかる事實はない。

4 政府は旧軍用地中農地になる土地は強力に所管換して農民に耕作させるように努力してゐる。(農林省)

5 農地に關しては、農林省及び当該農地委員會の意見を尊重してゐる。農地復元を阻止するようなどことはない。(大蔵省)

農地改革の徹底は行つてゐるが、近頃茨城縣に対しては、実態を調査して強力に遂行させる。(農林省)

第七、軍の裝備その他について

1 戦用裝備は連合軍へ引渡し、たもの(書類焼失のため詳細判明し難い)の外は、陸兵器として兵器處理委員會によつて處理せられた。その數量等は別紙「土浦、霞ヶ浦、鹿島各航空隊に所屬せる旧軍需物資調査書」(兵器處理委員會引継分)記載のとおりである。(別紙調査は、こうかん文書のため印刷を略す。)

(註)

終戦時の保有量は各部共書類焼却のため詳細且つ正確には判らないが、連合軍最高司令官一般命令第一号の指令に基いて終戦後作製した資料がある。この資料整理区分は第一海軍航空廠の外は横須賀地方全般として集計してあるので参考にならないと思う。又これを当該地区の分のみを分割し整理区分することは相当の日時と予算を必要とするので早急に調査することは困難である。(復員局)

2 別紙、土浦、霞ヶ浦、鹿島各航空隊に所屬せる旧軍需物資調査記載のとおりである。

第八、文化、産業の復興について

1 旧軍事物件は現下喫緊の要請である民生安定、經濟再建、教育文化の振興等に優先的に充てしめる方針で進んでおり、直接的又は間接的に地元民に寄與せしめてゐると思はれるが現在の經濟事情その他から財源が充分な効率をあげてゐないため事実上未だ具現されてゐない向も見受けられる。

2 食品會社、紡績會社、学校等が將來それぞれ各施設の整備を得て興隆、發展するにいたれば、地元民としても直接、間接少からぬ利益を受けるものと思はれる。

建築資材配給に關する質問主意書
右の質問主意書を國會議法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月十五日

木下 源吾

参議院議長松平恒雄殿

建築資材配給に關する質問主意書
組合員の事業に關する指導及び調査研究事業用資材の共同購入配分給旋等を目的とした北海道建築工業協同組合(昭和二十二年六月十日全道一円を地区とし總括請負及び作業請負を業とする建築請負業者約一千名を以つて組織してゐる)に対し、建築資材及び微量生産資材を一括割当する意志なきや、右質問に対して速なる答弁を要求する。

なお理由の詳細は國會に對し別途請願書を提出してありますから、御参照ありたい。

内閣参事第二八号
昭和二十四年三月二十四日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員木下源吾君提出建築資材配給に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員木下源吾君提出建築資材配給に關する質問に對する答弁書

御質問の建築資材一括割当の件に關しましては、現在の資材の割当方式及び建築の統制方式からいたしまして、建築業者及びこれらの集合体である協同組合は、需要者と認められませんが、現行法規の面よりは一括割当いたすことは出来ません。なお、微量需要に關しましては、物資の所管官廳でありますところの商工省又は農林省におきまして、經濟安定本部總裁の定める微量需要者用割当の範圍内で都道府縣別に割当を行い、需要者は各都道府縣より割当を受けることとなつて居ります。建築資材及び微量需要に關しましては、以上申し上げた通りであります。北海道建築工業協同組合員が工事の現場で必要とする仮設用資材に關しましては一括割当することも可能でありますから割当申請書を提出せられますればそれによつて考慮いたします。

原木資金に關する質問主意書
右の質問主意書を國會議法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月十五日
岡村文四郎
参議院議長松平恒雄殿

原本資金に關する質問主意書
最近新炭生産者は原本購入資金に窮乏しているがこれに對し政府は如何なる対策を考へてゐるか、又新炭手形制度創設の要案が多いがこれに對する政府の所見如何。

内閣參事第二九号

昭和二十四年三月二十四日

内閣總理大臣 吉田 茂

參議院議長松平恒雄殿

參議院議員岡村文四郎君提出原本資金に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員岡村文四郎君提出原本資金に關する質問に對する答弁書
原本購入資金の確保は、木炭増産上不可欠の緊要事であるので、昭和二十三年度は日本銀行及び農林中央金庫を通じて總額約十億円の融資の斡旋を行い相當の効果を擧げてきたが今後その具体化に努力する。新炭手形制度による融資については、昨年以來種々研究を行いその具体化に努めてゐるが今後一層この制度の実現を図るより推進してゆきたい。

○副議長(松嶋喜作君) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りいたしますが、昨日赤松常子君より理由を附して決算委員辭任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと

官報号外 昭和二十四年四月七日

認めます。つきましては、その補欠として吉川末次郎君を指名いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 日程第一、國務大臣の演説に關する件(第三日)、昨日に引続き順次質疑を許します。本閣三四郎君。

〔本閣三四郎君登壇、拍手〕

○本閣三四郎君 私は、簡潔に吉田總理大臣に向つて行政整理について質問をいたしたいと存じます。

行政整理という言葉は、毎々聞えられてゐるが実効の挙らぬ、いわゆる官僚の常套語である。この度吉田總理大臣において行政整理断行を発表されておりますが、これを從來のごとく官僚に任せて置いたのでは、実行は困難だと思ふのであります。政府の整理の方針だと言つて新聞の報道するところによりますと、本年一月一日現在、官吏は百六十四万五千人、このうち整理が三十四万五千人、欠員が九万人、差引二十五万人を整理すると新聞には記されております。併しこの政府の御方針が実際に當つておるかどうかは存じませんが、併しこの行政整理は、整理の整理であつてはならぬと思ふのです。どこまでも能率主義で冗員を整理するのでなければならぬと思ふ。〔その通り〕と呼ぶ者あり而してこれが効果の挙がるも挙がらないのも、總理みずから下僚に方針を授けて執行せしむるのでなければ、行政整理はいわゆる官僚の常套語に終つてしまふ。〔その通り〕と呼ぶ者あり、拍手。この点、總理の確乎たる方針を伺いたいと思ふのであります。

次に、私は吉田總理の見識を以て、戦争中でございました便乗主義の役所というものを、そのまゝ今日存続しておるのであります。これは誠に怪しからんことであります。すなわち、いわゆる吉田總理の見識の下に、戦争中でございました便乗主義の役所は全部廃止して頂きたいと、こういうことを要求するものであります。そこで、ここで実例の一つを挙げて申すならば、彼の郡役所復活、即ち地方事務所設置のごときは、万人の認めて無駄な役所と言つておるものであります。郡役所廃止は大正十三年で、爾來十数年間、町村役場は直接に縣廳と交渉いたしまして、事務も円満にできておつた。それを突如昭和十三年の戦争中に郡役所を復活いたしまして地方事務所と稱し、縣廳と町村役場の間に手数のかかる足溜りの役所ができたのであります。かようなものは、日本復興の途上におきましては全く無用なものであります。然るに官僚万端でありました惰性は、官僚の足溜りである地方事務所さえも廃止する勇氣がない。かようなわけでありまして、かかる役所のごときものは、官僚の手では絶対に廃止ができませんから、吉田總理のごとき独自の見識を持たる政治家にして、初めて戦争中でございました無用の役所を廃止することができると思ふのです。〔その通り〕と呼ぶ者あり。この点吉田總理の御意見を伺いたのであります。

次に、今日公務員にしてその職務を果さざる者がどうも沢山あるように見受けらるゝのであります。かかる公務員は、よろしく法に照して免職するのが当然であると私は思ふのです。芦田内閣の時に、通信省役人の或る者が発表

いたしましたところによりますと、全通の公務員にして労働運動にのみ没頭する者が五千人あると言われた。私はそのときに、何故こういふ者を免職せぬかと質しましたところ、労働運動は許されてゐるから免職はできないのだと言われた。公務員にしては、労働運動にのみ活動するがごとき者は、今日においては、國家公務員法がございまして、これでは免職ができるわけでありませぬ。然るにその労働運動にのみ没頭してゐる、當時言われた五千人のごとき者は、そのまゝ今日その職にあるように見受けられます。これのみではありませぬ。ともかくも本然の職務を空しうして労働運動にのみ働くごとき者は、國家公務員法に照して嚴重に処分して、範を天下に示して貰いたいと思ふのです。この点に對しましては、特に總理の御手腕を示して貰いたいと思ふ。

それから、昨年四月月間日本に滞在いたしました日本を指導して歸られた米國の心理研究家のフロレンス・パウダー・メーカー女史の言ふところによりますと、民主主義といふものはそれぞれの國の特性に應じたものでなければならぬ。こういふことを言われて新聞に出ております。誠にこれは至言であると思ふのであります。労働法規のごときは日本の特性に副うようにして初めて労働界も活氣よく存じます。即ち我が労働法規のうちで日本の現狀に副わざる法規は、女史の意見のように、よろしく日本の國情に照して改正案を提出し、以て日本再建のために、生産増殖の方針に副うように願ひたいと思ひます。昨日も労働大臣

から、労働法規の改正の一端を言われたが、私は今日現れておる労働法規、いわゆる旧憲法時代にできた労働基準法のごときのものであります。すべて日本の國情に副うように改正することが今日一番大切であると思ふのです。この点に對しまして總理の御意見のあるところを伺いたい。

次に、現在日本のように公務員の多い國は世界一で、事務の拳らんのも世界一だと聞いております。面積の廣い米國は、一九四〇年には人口が一億五千万人で、官吏は百一十万人である。然るに面積の狭い而も貧弱な日本は、二十二年の人口が七千八百万人に対して、本年一月一日の官吏は百五十五万人です。かような大第でありますから、我が國民は公務員の月給拂ひのために多額の負担をしてゐるという事は確かでありませぬ。そこで今日、日本の現在、繁雜なる役所と公務員が多いために却つて事務が拳らぬのであります。それ故に或る公團のごときは、委員会において述べるところを聞くところ、上級官廳への報告表だけでも十数通に上り、これがために人員を要することが莫大である、こう言われております。かような大第でありますから、今日ではどこまでも官廳事務を簡素にすることが一大急務であると思ふのであります。それには第一に各省の数を減らすことが大切であると思ふ。この点に對しまして總理の御所信を伺いたい。

又近來の大臣はです。多くは官僚のお手盛案に官判を押し來つたものが多いのでありますから、役人が増すばかりで冗員淘汰ができなかつたのは當然

であります。今回吉田總理は國民の信任を得て議會に絕對多數の同志あり、從つて組織に際しましては總理の思う通りの關係が揃ひになつたことは、國家民衆のために喜ぶものであります。つきましては、總理大臣の手腕を以て日本再建の美が華るよう、行政機構の簡素化を斷行して貰ひたい。かくして戰時中できまして便義主義の役所を全部廢止と共に、行政機構の簡素化を實行したて下さるならば、無駄な役所は廢止され、これに伴つて事務の簡素化となり、人員削減もできるものであります。從つて國民負担も軽減ができるのでありますから、この点に對しまして總理の御親切な御意見を伺ひたいと思つてあります。

次に、農林大臣にお伺いをいたします。それは國本安定の急務についてであります。これについて農林大臣にお伺いをするのでありますが、農は國の本なりと昔の人が言つておりますが、この言葉は現在でもその通りであると私は思ふ。殊に食糧を外國から援助を受けておる今日においては特に然りであると思ふのであります。これがために先年自作農創設特別措置法まで拵えまして、農民の安定と増産を圖つたわけでありまして、而して從來の田畑所有者には、北海道は四町歩、内地は一町歩又は八反歩以上は保有せしめない。こういうことにいたして、他は政府が全部買上げて自作農を拵えたわけでありまして、同時に小作料の蠲納を禁止して金納に改めて、その小作料金は法の委任によつて農林大臣が決定して、昭和二十一年から實行いたしましたのであります。昭和二十一年に實

行した小作料金は米一石が七十五円、それから二十一年のお米の公定價は一石五百五十円でありまして、昨年の米の公定價は一石三千五百九十五円でありまして、大麥の二十一年にお決めたやつた小作料は一石二十四円三十銭、昨年の公定價は一石一千五百十六円二十二銭で、小麥は一石の小作料が四十四円四十三銭、昨年の小麥の公定價は二千二百四十七円七十五銭、大豆は一石の小作料が四十三円八十八銭、昨年の大豆の公定價は一石三千四百五十一円です。かように申上げるだけでも、小作料が余り安いために、多數の地主及び家族は日々の主食に苦しんでおるわけでありまして、だから主食を得ようとするには開墾でなければ、極く少しだけでも土地を持つて小作に貸した人は食べることもできない。農林大臣に小作料金の決定を委任したゆゑは、大臣は公平なる見地に立つて小作料金を定めるものとの意味から法律委託と相成つたわけでありまして、然るに不公平な、ただのようない小作料は何としてもお氣の毒でありますから、それに対して第一回國會以來、私は第四國會まで五回に亘つて小作料金の改正すべきことを力説いたしました。ところが政府は冷然と構へ込んで、小作料は一度決めれば一定不動のものであつて動かすべきでないと言われた。それは通貨が安定して物價が平準を得ておる時代ならばそれでもよろしいが、二十一年以來物價は騰上りになり、買金ベースは二十二年の千八百円から二千九百円、三千七百円、六千三百七円と上つておりますのに、小作料だけ米一石七十五円、大麥一石二十四円三十銭とい

うように、ただのようない値に決め置きましたことは、如何にも不公平であると思ひます。然るに政府は頑としてこれを改訂することに同意しない。そして政府當局は余の再度の質問に對して、小作料は地代であるが故に動かすべきでないと言へた。又地主は食ふことができないならば、生活保護法によつて救助するまで答弁した。生活保護法はかようなものに適用すべきではありません。然るにこゝういふ馬鹿げた答弁までいたしておるのであります。そしてどこまでも地主をいじめておる。その政府當局が昨年は地代及び家賃の値上を命じた。然るに小作料だけは釘付にいたしまして更に動かさない。一般の物價は上つた。この点も偏頗の甚だしいものである。憲法十四條によりまして、すべて國民は差別待遇してはならない。又二十九條には、財産權はこれを侵してはならないとあるに拘わらず、地主にのみ差別の扱いを敢行して恣として顧みない。これは確かに一方から見れば憲法違反であり、又民主主義に背くものであると私は思ふ。これは一種の官僚の地主いじめであります。かくのごときは町村における健全なる農家を破滅に陥れつつあるものであります。從來町村における健全農家は町村の自治運営の中心であります。そういうものが今日没落しつつあります。最も國家としては考えなければならぬ。そこで、小作料を納める者が如何に規定とは言ひながら小作料が安過ぎるというので、田畑に對して不安を抱いておる。從つて田畑を貸しておる者は所得は一文もない。逆に赤

字に苦められております。この実情を見て、田畑所有者は恐るべきものであるとの觀念から、田畑所有に不安を持つように相成つたのであります。蓋し二十一年から二十四年の今日まで、農林省の農政局長のごときは、足掛四年一貫して地主いじめと民主政治の基礎たる町村自治破滅にのみ没頭しておつて、更に公平なる頭を持たない。いわゆる民衆の公僕として誠に公平なる頭を持つべき人が偏頗な頭を持つておつたからであります。各耕作者の過剩米を出すにしても、公定價の三倍くらいで納めております。即ち一石について三千五百九十五円の三倍、一万七百八十五円で納むるのに對して、小作料は相變らず一石七十五円でありまして、かようなことでありますから俵代にも及ばぬ。政府が眞に民主主義の実を挙げたいならば、田畑に對する愛着心を起させるようにしなければ農家は減びます。農家が減びて國家再建ができなくなります。それ故に農政局長のごとき偏頗な公僕に任せて置くことを止めなければ農家は窮乏いたします。小作料は法律の委任により農林大臣の權限で決定するようになつてゐるのであります。そこで農林大臣は大臣独自の見識を以て速かに小作料を改訂いたしまして、公正なる位置に直すといふことにして貰ひたいと思ふのであるが、この點に對する農林大臣の御意見を伺ひたい。即ち小作料を公正に改め、地主、小作人、いずれに對しても平等なる取扱をいたしまして、田畑所有に對する愛着心と安心感を與ふるように仕向けることが農村復興の最大急務と私は思

うのであります。この點に對しまして農林大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。(拍手)

第三に總理に伺ひたいのは、日本再建第一の急務は水害を防ぐことにあると思ふ。敗戦後の日本を復興するには何といたしまして水害が一番恐ろしいのであります。それ故に治山治水の根本策を思ひ切つて實行するのでなければ、年々水害に襲われまして、その都度多額の國費を費すのであります。一度水害に侵されますと上下を擧げて騒ぎはいたしますが、その熱が冷めると根本策を決めることを怠つて來るのであります。御承知のように一昨年九月の水害は正に東京都まで侵されんとして大騒ぎをしたのであります。その一昨年水害の復旧さえもできないうちに昨年又水害に襲われております。かような次第でありますから、この水害に對しましてはどこまでも根本策を講じない、如何に妙案対策があつても防ぐことはできません。いやでもこの水害に對する莫大な費用は復旧のために投じなければならぬのであります。私は去んぬる三日、一昨年關東の平野を浸したあの水害の根源である赤城山の奥に入りまして溪谷を見ました。二十二年の時よりは二倍若しくは三倍に溪谷の山崩れはひどくなつております。若しこれを根本的に溪谷の砂防をいたしませんと、本年のような氣候不順の年には、あの一昨年のごとき水が出れば一昨年以上の莫大なる災害が襲ります。その根本を治めないと、如何に節約と申ししても、昨日も岡本君の質問に對して答弁がありました。五ヶ年計画といふようなことで根

難縫策で、いよく水害となれば、お互いが苦難に苦しまなければならぬのであり、また、この点を私は特に告田総理の政治的手腕によつて、更にGHQにも交渉して、災害復旧は昨年

すので、これを改めるためにはお話の通り違った観点から行政制度を研究する必要があると考えて、特に政党出身の岩本大臣にその主任大臣を依頼したわけがあります。又岩本大臣は衆議院

官吏をいたして、又行政の上から申して、うつちやつて置けない問題で、これは各官廳においてデモ行進等があつた場合には常に報告を求めて、そうして公務員はしてその職案を放つて、そ

【國務大臣森幸太郎君答覆】
○國務大臣（森幸太郎君） 木嶋鑑員に
お答えいたします。小作料の問題につい
て、現在のような石当り七十五円では
甚だ不公平であるという御意見であつ

つておるのであります。地主の立場におきましては、到底このくらいいた小作料を取りまして公租公課等の負担もできない。況んや生活の資に供することは到底できないのであります。

るが、米穀の公定價格から見ますると、漸く一斗か一斗五升の米を持つて行けば小作料が完納できる、こういう情勢にあるのであります。私は今日の農村の状況を見ますと、自作農となるより、むしろ小作になつておつた方がよいというふうな氣持が一部には行われておるのであります。今日、日本の農地改革をいたしまして、そうして日本の生産力を高め、農村の堅実化を図る上におきましては、自作農の創設をななければならぬのであります。自作農こそ本當にその土地と自分とが一体になつて國土を愛する氣持から、自分の土地を自分の本當の土地として愛撫して行く、そこで生産力が興つて行くと考えるのであります。ところが、今の場合において、小作した方が却つていいのだというふうな規則を仮に推せるならば、それはこの農地改革の目的に副わないことになるのであります。私は今日適當な小作料の修正をいたすべく目下検討を加えておるのであります。近く二十四年度の小作料金より修正をいたしたいと、かように考えておることを申し上げて、お答をいたしたいと思ひます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 平岡市三君。

〔平岡市三君登壇、拍手〕

○平岡市三君 敗戦後の日本経済は、これを一言にして評しますならば、インフレーションに乗つて、ぬく／＼と自分の足を食つていたのであります。勿論米國の援助にも大いに依存いたして参りましたが、とにかく、かようなインフレーションも早く収束せしめなければならぬことは、國民のすべてが要望

いたしてゐたところでありました。米國の援助にいたしまして、貿易資金特別會計の中で賤値に消費され、これがインフレーションと相俟つて企業活動の實質的収益性が見失われ、その經濟的責任が不明にされて、企業家の自主性と我が國經濟の獨立にとつて極めて不健全な環境を形成して來たのであります。かかるときに米國政府から經濟九原則が指令されたことは、むしろ當然と考えるのであります。(ちよつと困つたふう)と呼ぶ者あり。又九原則に則つたドッジ公使の予算編成内示案なるものも、新聞紙上で拜見したところでは、これ亦安當な措置と思つたのであります。従つてこの内示案を基礎として編成された本予算案に對しては、その編成當局者の苦心と努力に敬意を表すると共に、これが支援を表明するものであります。なぜならば予算案の基礎をなす九原則なるものは、資本主義經濟の法則に從つて一貫性を有しておると考えられるからであります。併しながら我が國の經濟を一挙に安定せしめんとして急激なブレーキを掛けることになりますと、その影響するところは相當深刻なものがあると推測せられるのであります。問題はこの打撃に耐え得る程、日本經濟の病体が回復しておるかどうかの診斷に關することでありまして、甘やかされた病室の療養生活から人並の生活に歸つても大丈夫かどうか。その悪い影響を如何に最小限度に喰止め得るかの方策如何にかかつておると思つたのであります。私はこの観点に立つて以下少しく質問を試みたいと思つたのであります。

國民の予感しておるものは、極度の金融緩和と不景氣と失業等でありました。予算案に予定せられておるがごとき龐大な税金、なかんずく所得税を徴収することは極めて困難であると思われるのであります。本年度予算案においては、所得税は前年度の一・七倍でありまして、勤勞所得税が二倍になつたとすれば、事業所得税は一・五倍の増徴であります。企業債務や行政整理によつて失業者と廢業者が續出せんとする現在、否、二十三年度の徴税強行そのものによりまして廢業者が現に現われていますときに、かかる龐大な徴税を國民の生活を脅威することなくして果して挙げ得る自信がござるかどうか、大蔵大臣にお伺ひいたしたいのであります。尙ショープ博士の來朝を待ちまして、かかる重税に對する輕減措置が講ぜられるであろうことに、政府も一健の希望を懸いておるようでありまして、若し所得税の輕減が實現し、少くとも昨年度の負担となるならば、その収入減は何によつて賄ふおつもりでありますか。若し腹案がござりますればお聞かせを願ひたいのであります。尙新らしい財源に關し、昨日國有財産の拂下につきましてお伺ひいたしたのであります。但し、拂下を予定いたしておる財産の種類、帳簿價格、並びに時價による總額、及び本年度の賣却見積額と、その予算計上額をお示し願ひたいのであります。又不動産の拂下につきましては、その賣却を迅速にし、管理費及び賣却費を節約するために、民間の機關、例えば信託会社等に委託することが良策ではないかと考えられますが、この点について大蔵大臣の御所見

をお伺ひいた次第であります。尙ついでながらお尋ねいたしたいことは、徴税方法が相も変らず天下り的、強權的で、帳簿も実情もろく／＼調査せずして、いきなり割当決定をしておる点であります。これでは正當な納税をするためには、聞取引をするか初めから課税額の一部を隠蔽して置くより外に方法がないのでありまして、申告そのものが無意味になり、又正直者は地を拂つてなくなるでござります。大蔵大臣はよろしく末端の実情をよく把握せられて十分な指導監督をなすべきでありまして、この機会に國民に代つて篤と御注意をいたし、お願いいたして置く次第であります。次に予算案に盛り込まれた行政整理の規模は如何なるものでござりますか。又實際の具體的な規模は若し決定しておりましたならば併せてお尋ねいたしたいのであります。若しこの兩者に差違がござりますならば予算上の變動も生ずるのでありますから、この場合の処置を考へておられるかどうか。これ亦大蔵大臣の所見をお伺ひいたしたいのであります。

次に安本長官に伺つた方がいかと思ひますが、一本爲替レートが設定されれば、從來これ以下のレートで輸出して來た商品の生産者は相當儲かるわけでありまして、この利潤を何らかの方法で吸い上げる考へがござりまするか。若しそうだと思へばその資金を何に御使用になられますか。腹案がござりますればお伺ひいたしたいのであります。次に單一爲替レートが三百三十円前後で近い將來において設定されるであろうという

ことは、今や國民の常識となつておりますが、この辺のレートで果して本年度輸出計画として傳へられれば五億五千万ドルの輸出が可能と考へになりますか。この点は商工大臣にお尋ねいたします。今日すでに三百億円の輸出品在庫が存在すると傳へられるのに、今後採算割れとなるべき商品群を考慮に入れるときは、憂慮せざるを得ないのであります。特に全輸出額の六分の一程度を占めると考へられる生糸の輸出は困難となり、製糸業のみならず養蠶農家にも大打撃を與えることが予想せられるのであります。これに關し如何なる対策を考へておるか。商工大臣並びに農林大臣の所見をお聞かせ願ひたいのであります。

輸出増進については、能率第一主義による、いわゆる集中生産をする必要があることは申すまでもありませんが、極度に合理的に集中生産を行わんとしますならば私的独占となる虞れがあるのであります。例えばアルミ工業において、その原料たるボーキサイトが日本輕金屬会社ほか二社に割當配給せられておりますが、その生産コストは、日本輕金屬は他の二社に比して二割近く安いと聞いております。然るに日本輕金屬のみに生産を行はしめれば私的独占となるために、今日三社をして行わしめておるのであります。政府は今後私的独占禁止と合理的集中生産とを如何様に調整せられる御意思がござりますか。私的独占禁止法をこれに應じて改正する意圖がござりますかどうか。青木安本長官にお伺ひいたします。次に輸入でありますが、三百三十

円のレートが適用され、年間九億五千万ドルの輸入として、その輸入品の價格が現行公定價格によつて賣却されるものとすれば、幾何の輸入補助金を必要といたしますか。安本長官にお伺いいたすのですが、この額は一千億を遙かに超えるものと考えられるのであります。然るに予算案においては輸入補助金は、八百三十五億でありますから相當の不足となり、この分は輸入品について公定價格の補正が必要となると思われれるのであります。勿論これらは第二次及び第三次製品に吸収させる構想のように承わつておりますが、現に輸入食糧の値上げのために、近く主食の消費者價格を一割強値上げすると傳えられております。又米の生産者價格も昨年のパリイ指数一三二に對し今年四月一日には一四三となつてゐることであり、且つ七月一日に改訂すべきところを、單一レート設定前に早期値上げするやに聞いております。かくすればすべし、以て主食の消費者價格の値上げは必至と考えられるのであります。そこで、いつ頃、幾ら値上げするお考えでありますか。この辺の心組みを農林大臣及び安本長官にお伺いいたしたいのであります。

又旅客運賃、郵便料金、家庭用ガス料金、地租、家屋税、住民税等の引上が実現すれば、相當に國民生活を圧迫することは必至であります。

【副議長退席、議長著席】

今、國家公務員の生活費を勘案するに、恐らく百分の五以上高騰するものと思われれるのであります。従つて近い將來、人事院から政府に對し給與ベークス改訂の勧告がなされるものと予期せ

られるのであります。そこで政府がこのような勧告を受けた場合に、給與ベークスを改訂して給與を支拂ふ心組みでおりまするかどうか。この問題は予算にも物價体系にも亦資金安定の問題にも重大な關係がありますので、確たる御答弁を大蔵大臣から伺いたしたいのであります。

次に労働大臣にお伺いいたします。行政整理及び企業整備によつて、幾何の失業者が発生するお見込みでありますか。又輸出産業部門の振興によつて如何程を吸収し得ましようか。私見を以てすれば、一部輸出産業の採算割れ或いは合理化によつて整理せられる人間の方が、他の輸出産業に吸収され得る人数を相當超過するものと考えられるのであります。失業保険又は退職金によつて失業者を曲りなりにも養ひ得るの六ヶ月乃至九ヶ月の程度であるの、失業対策費は大幅に削減され、公共事業費も極めて乏しく、從來公共事業に従事いたしておる者の中からさえ失業者を出さんとしておる状況において、百四五十万人にも上ると予想される失業者群に如何にしてその生活を保護せんとするおつもりでありますようか。以上の諸点に關して御所見を承りたいのであります。

かく見て参りますと、國民經濟の前途は必ずしも明るいとは申されませう。ただ一つの光明は援助資金見返運動の使用にかかつておるわけでありませう。併しながら援助資金見返運動は一千七百五十億円で、この勘定から五百億圓が産業長期資金に廻されるところのことでありませうが、四千億圓と言われる産業資金需要の中、その残金はどこから

融通されるのでありましようか。産業資金計画の全貌を安本長官にお伺いたす次第であります。今後市中銀行の金融に占める比重は極めて大きくなると思われれますが、市中銀行の資金は収益性を旨として動くものでありまして、國民經濟上喫緊の事業には流れにくいものであります。これは政府が一般金融機關の協力を求めるだけでは莫効は望まないもので、安本長官も必要な資金の規制について実情に即した措置を講ずると申されましたが、その計画なり腹案なりをお示し願ひたいのであります。特に石炭産業に對し見返資金勘定から幾何の融資が予定せられておりますか、お聞きいたしたいのであります。赤字融資が認められない今日、税金も、貸金も、資材の代金も、支拂不能又は困難の炭鉱が続出しておることは周知の事實でありまして、これら限界コストに近い炭鉱業の經營は危殆に瀕してゐるとき、果してよく四千二百萬トンの出炭の要請が充足される確信をお持ちになるや否や。商工大臣の所見を伺いたしたいのであります。

以上經濟上の困難を指摘して参つたのであります。これに簡単に、世上間々新教育制度の六・三制を放擲し、六・二制に切替へんとする議論をなすものがありますけれども、私は絶対にこれに反對するものであります。折角一貫した教育制度を確立した矢先に、これを崩すがごとき無定見は切に慎しまなければならぬと信ずるものであります。六・三制の維持及び充実に文部大臣の一層の御奮闘をお願いする次第であります。差當つての問題とするところの六・三制のための予

算は如何相成つておりますか。その経過並びに現狀を文部大臣からお伺いたしたいのであります。又我が國の文教政策より見たる私立学校の重要性に鑑みまして、私立学校に對する貸付金の問題につきましても併せてお聴かせ願ひたいと思ひます。（拍手、「八百長御苦勞さん」と呼ぶ者あり）

【國務大臣池田勇人君登壇、拍手】
○國務大臣（池田勇人君） 答へ申上げます。

御質問の第一点は、所得稅徵收見込額が相當多額に上つておる、これを遂行すれば非常な金融の逼迫を起すのではないかと、又所得稅がそれだけ徵收できるかというお話であつたと思ひます。御承知の通り昭和二十四年度におきましては、各會計を通じて絕對的な均衡的な予算を作成いたしたと關係上、三千百億圓の所得稅を見込んだのであります。現行所得稅制の下におきましては、給與所得につきまして昨年非常な増加をいたしましたのと、又事業所得につきましても物價の値上り等を勘案いたしまして、大体徵收し得る見込でございまして、尙、税金を五千百億圓も徵收いたしましたならば非常な金融逼迫が起るだらうということはお説の通りであります。が、均衡予算を作りまして關係上、財政が一般金融界に及ぼす影響はなくなりまして、而も又一般會計より既發の復金債券を三百億圓も償還いたしました。又今貿易會計におきまして三百億圓の債務を負つておるのも、今年度において、これは一般會計から充足することにしたしております。又先程お話の米國の援助見返資金會計もできまして、

これより相當産業資金を出し得ると思ひます。従つて金融逼迫という場面は起らないように努力いたす考えであります。

次に國有財産の賣拂見込額につきましても御質問でございしますが、先般施政演説におきまして總理からもお話がありましたように、今現在の國民負擔の狀況を考へまして、できるだけ國有財産の賣拂に努力いたしてあります。只今予算に見込んでありますのは雜種財産の賣拂が大体三十億圓足らずでございまして、尙又財産或いは臨時補償特別稅で物納になりましたものの賣拂見込が十二億圓程度、合計四十億圓に上つております。尙又終戦處理費の經費から買上げております物品につきましても努めて賣却する計画を立てまして、相當の金額を計上いたしております。尙又予算には計上いたしておりますが、今後賣拂し得るものをどうし／＼調査いたしまして、適當に買手の見付かりましたときには、これを賣拂し所存でございまして、これを

第三に、徵稅方法についてのお話がございまして、誠にその通りでございまして、昨年来申告納稅制度を採用いたしました關係上、營業所得或いは農業所得につきまして相當の瞭解があつたことは誠に遺憾でございまして、我々いたしましては、できるだけこの瞭解を少くするように、そうして又納稅者の方々からも誠実な申告をお願いするよう努力いたしてゐるのであります。何と申しまして今今の稅制は今の經濟機構に適合しない点もございまして、最近の機会に稅制の根本的改正をいたしますと同時に、稅務機構を

改善いたしましたして、徴收の四割と万全を期したいと考えております。

次に行政整理について御質問でございますが、行政整理は、大體非現業官廳におきましては三割、現業官廳につきましては二割を目途として整理案を立ててゐるのであります。これによりまして予算を編成いたしました。各官廳におきましては、並びに人員の整理はまだつきりいたしておりませんが、大藏省で見込みました行政整理案よりも達つた結果が、出ますならば、將來予算を變更することとあり得ると思つております。

次に、地方財政につきまして、地租引上或いは果物に対する課税等がございますが、國税につきましては増徴いたしません關係上、地方におきましては、或る程度新税を設けたり或いは増徴するようでございます。御承知の通り地租につきましては買貸價格が非常に低いのでございます。御承知のごとく昭和十一年に改訂いたしまして、その當時基本となりまして米價は一石二十円五十銭程度で土地賃賃價格を定めました關係上、今の状態から申しまして、或る程度地租には負担力があると考えます。地方財政の窮乏を補うために上げることをいたしたのでございます。

次に、安本長官への御質問でございますが、今後産業資金をどうするかという問題がございまして、援助資金特別会計千七百五十億圓とも關係いたしますので、便宜上私からお客へ申上げます。千七百五十億圓の米價の援助見返資金特別会計の使途につきましては、只今決まつてゐるのは鐵道、通信兩特別会計の建設資金に充てます二百七

十億圓だけでございます。従いまして残りの千四百八十億圓につきましては全然決まつておりません。西ヨーロッパの諸國におきまして、このアメリカからの援助資金は、イギリスにおきましては殆んど全部國債の償還に充てております。フランスにおきましては長期産業資金にその大部分が持つて行かれております。又イタリーにおきましてはフランス同様、長期産業資金のみならず、住宅建設資金等にも使われてゐる關係でございます。これは一にアメリカと援助を受ける國々との協約によつて決まつてゐるのであります。我が國は只今占領下でございまして、この協約はできませんのでござい

ますが、この使ひ方につきましては、政府においては國民全体の福祉になるような使ひ方を考えてゐるのであります。大體關係方面と折衝いたしまして、金融が逼迫しておればその方面、又長期産業資金で事業計画遂行上必要ならば固定資産に、いろいろな使ひ方があると思つてゐますが、これはその場合々々によつて適切な使ひ方をいたしたいと思つてゐます。産業資金四千億圓というお話でございますが、これは今度の予算が決まりまして、そのうして私は其さに將來の我が國の金融事業等を考えまして、計画を立てて行く予定でおります。(拍手)

〔國務大臣青木孝義君登壇、拍手〕
○國務大臣(青木孝義君) 只今の平岡議員からの御質問にお答えいたします。先ず第一の御質問であります、只今のところまだ爲替レートは本格的な設定の段階に参つておりませんので、輸出差益についてこの徴收をどうするか、決定的な方針を定めるまでに至つておりません。そうしてこれを放任するか否かというところは、結局どれだけの差益が生ずるかということによつて決すべきものでありまして、今後の事態の推移と視み合せて決定したいと考えてゐる次第であります。

それから第二の御質問は、御承知の通り私的独占禁止法は、外資の導入ということと証券の民主化というふうなことの見地から改正する意向でありまして、關係方面とも只今折衝中でありまして、幸いにして漸くその緒について参りましたので、今國會に提出する予定になつてゐる次第であります。

それから第三の御質問は、今回の價格体系は、企業の大體な企業努力と合理化ということを期待するということから、基礎資材につきましてはその企業合理化を目指しまして一應價格を据置くとすることに相成つております。又第二次、第三次製品に企業に、基礎産業と同じように大幅の企業努力を期待すべきものであるという観点から、基礎資材の價格は据置で、又安定帶物資の消費價格も引上げられないということでありまして、來年度におきましては全般的に産業の上昇を期待いたしまして、この輸入原料の値上げは、やはり二次、三次の製品の段階で、企業の合理化によつて当然吸収せらるべきものと解釈をいたしております。その限りにおきましては、健全なる合理化に努力する企業を不当に圧迫するということ

にはならないという確信を持つてゐる次第でございます。それから第四の御質問は、これは昨午主査の價格を決定いたしました以後の農産物バリエイ指数が或る程度上昇しておりますので、その分につきましては從來通り追拂の措置を採つて、消費者價格については右のこの生産者價格の値上げ分だけ四月中に値上げする、この額については目下檢討中でありまして、尙輸入食糧につきましては全額輸入補助金を出すことになつておりますので、輸入面から消費者價格が値上りすることはないと信じております。

それから第五の御質問であります、これは只今大藏大臣からも一應お答えがあつたと存じますが、援助見返り勘定の使途につきまして今のところ明確な見通しがございせんので、只今計數としてはお示しする段階に至つておりません。ただこの際基本的なバック・グラウンドの特徴等につきまして若干申上げますれば、第一に復金の業務縮小、それから健全金融の徹底に伴ひまして、金融の基調は經濟九原則が第一義的となつて参ります。第二には資金供給力としては、インフレの安定に伴ひまして貯蓄の名目的な金額は恐らく伸び悩むだろう。他面財政面から償還が伸びますのみならず、援助見返り勘定からの放出も期待されますので、資金量としては必ずしも極度の不足を告げるということにはならぬと存じてゐるのであります。第三には、併しなから、この右申上げた金額の大部分は市中金融機關を通じて流れる。そこでこれを長期資金として融通され

るか否かという問題であります。この点については問題があるのであります。が、一體どうして設備資金を調達するか、これは施策の大きな重点になると存じます。通貨事情は金融情勢を反映して、むしろ收縮氣味を呈するということは認められることとあります。こ

ういふ状況の下にありまして、目下資金計画の策定につきましては種々檢討を重ねてゐる状態でありまして、特に援助見返り勘定の使途につきましては關係方面とも密と連絡をいたしまして、この間の事情を十分明確にして参りたいと存じてゐる次第であります。どうかこの点については一應御覽察の程をお願いいたして置く次第であります。

それから第六の御質問は、御承知の通りに復金の業務縮小に伴ひまして、金融は大部分市中金融機關が行うことになりまして、財政の償還金等の關係もありまして、又手許も若干潤沢になる見込でありますから、その資金をどうして經濟復興或いは生産増強のために操作し活用するかが極めて重要な事項になります。とにかく從來と異なりまして、國債、復金債等の財政所要資金を市中から調達する必要はなくなつたのでありますから、今年度の融資規正の狙いは、重要産業の設備資金の確保、貿易手形、公團証券手形等の緊要な運轉資金の供給が円滑に行われ、短期國債消化の点等が問題になつて来るのであります。そこでこれと同時に、又我々は日銀の金融操作といふことの問題がどうしても実情に即して行われなければならない、従いまして、この点は一ツ適切に運営を行なつて、金融の安定正常化を期したいと存じて

るか否かという問題であります。この点については問題があるのであります。が、一體どうして設備資金を調達するか、これは施策の大きな重点になると存じます。通貨事情は金融情勢を反映して、むしろ收縮氣味を呈するということは認められることとあります。こ

ういふ状況の下にありまして、目下資金計画の策定につきましては種々檢討を重ねてゐる状態でありまして、特に援助見返り勘定の使途につきましては關係方面とも密と連絡をいたしまして、この間の事情を十分明確にして参りたいと存じてゐる次第であります。どうかこの点については一應御覽察の程をお願いいたして置く次第であります。

それから第六の御質問は、御承知の通りに復金の業務縮小に伴ひまして、金融は大部分市中金融機關が行うことになりまして、財政の償還金等の關係もありまして、又手許も若干潤沢になる見込でありますから、その資金をどうして經濟復興或いは生産増強のために操作し活用するかが極めて重要な事項になります。とにかく從來と異なりまして、國債、復金債等の財政所要資金を市中から調達する必要はなくなつたのでありますから、今年度の融資規正の狙いは、重要産業の設備資金の確保、貿易手形、公團証券手形等の緊要な運轉資金の供給が円滑に行われ、短期國債消化の点等が問題になつて来るのであります。そこでこれと同時に、又我々は日銀の金融操作といふことの問題がどうしても実情に即して行われなければならない、従いまして、この点は一ツ適切に運営を行なつて、金融の安定正常化を期したいと存じて

おる次第であります。この具体的の内容につきましても、只今折角考案中に属してありますので、これは明確になり次第、漸次御報告ができればと存じております。以上を以てしまして平岡議員の御質問に対するお答といたします。

〔國務大臣稲垣平太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(稲垣平太郎君) 平岡議員の御質問に対してお答を申し上げます。

第一問は、レートが三百三十円に決まつた場合において、予定されておるところの輸出が可能であるかどうかという点で、先程安本長官からお話がありましたように、まだ爲替のレートがいつ決まるか、又その金額はどうなるかという問題は未定でありますので、ここに、はつきりしたことは申し上げにくいのであります。仮に平岡さんの御仮定のように三百三十円にレートが設定されたら、こういう場合を予想いたしまして、現在の價格、そして輸入には補給金を出すが輸出には補給金を出さないという建前を考えて見ますと、大雑把に申し上げまして、現行において五七%だけ輸出が可能であつて、あとは輸出が困難であると、かように想定されるのであります。併しながらこれにつきましましては、我々といつたしまして、できるだけこれが予定の輸出量を完遂したいという目的の下に種々工作いたしておるのであります。これがために御承知のように四月一日からその準備工作といたしまして、四百二十五円以上のものについては四百二十五円を限度としてこれを承認するというふうにいたしまして、價格の引下を考

えておるのでありますと同時に、一方先程から問題になりました企業の場合、理化学工業は集中生産方式によりまして、コストの引下に努力いたしたいと、かように考えておる次第であります。

それから第二の御質問は、仮に三百三十円の場合に生糸の輸出ができるか、できないかということであつたか、存するのではありません。そして又これに對して何らかの処置を考えておるかどうかが、まだレートも設定いたしてありませんので、確定することは申し上げかねるのではありませんが、生糸が輸出品の中で非常に重要な部分を占めておること、これは御承知の通りであります。それから、これについては適當に考慮して行きたいと考えておる次第であります。

それから第三には、石炭の本年度の予定四千二百萬トンの生産が可能なりや否やという御質問であつたように存するのではありません。御承知のように二十三年度におきましては三千六百萬トンを予定いたしまして、三千四百七十一萬トン、大体九七%近くの生産を挙げたのであります。三月の生産量は大体において三百四十六萬トンの予定に對して三百五十二萬トンの成績を挙げたのであります。又探炭夫につきましては、一人当たりが戰前の基準より生産能率が上つておる。探炭能率が上つておるのであります。今日各炭産業者は經營の合理化について種々工作をいたしておられます。又石炭に關するメランダムに指摘されておりますように、坑内夫と坑外夫の割合を六と四というより、坑内夫六、坑外夫四の割合は、今後三ヶ月くらいの間はお

て急速に実施する予定に相成つておるのであります。それから換算いたしまして、探炭夫の生産量が戰前の率まで達しておりますのであります。坑内外夫の入れ替えを行つて、このようにして四十二萬トンの生産については目標をどうして完遂いたして行きたいと、かような考えを持つておりますことを御報告申し上げます。(拍手)

〔國務大臣森幸太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。生糸の問題についてであります。只今商工大臣がお答えいたしました通り、若しも三百三十円というレートが決まりましたら、非常に生糸の輸出に障害を來すのであります。絹織物の方においては相當に緩和される点もありません。生糸につきましては、御承知の通り今日の情勢であります。三百三十円ということが確定されましますと非常な打撃を蒙るのであります。現在のバリエイにおきまして考へますと、生糸の少し掛目が高いのではないかと、御承知の通り蚕糸業五ヶ年計画を確立いたしまして、製糸機械設備であります。これは、はぼその五ヶ年計画が完成いたしましたのであります。然るに食糧等の事情によりまして、繭の生産が増加いたしました。繭の製糸の要求いたしますと、この六割余りのパーセントしか生産されておらないのであります。ここに日本の製糸業の經營に甚だ不利な点を発見するのであります。今後繭の生産につきまして、できるだけ生産原價を切り下げるという方面に力を盡して行きたいと考へておるのであります。例えば現在の繭の生産は桑園反當りにしまして八貫目から九貫目程度であります。これが戦前桑糸業の隆昌を來した當時におきまして、十三、四貫の生産額があつたわけでありまして、桑園に對する肥料の増配等も考えまして、又技術の協同經營等も考えまして、繭の生産費をできるだけ安くするというところによつて、この掛目の變更に對処するようによつて行きたいと思ひます。又製糸企業の上におきましても、今日のうちに機械設備と原料との不調和のため、非常に企業上生産を對するにやうな情勢でありますので、この方面においても業者の自發的な企業合理化を図つて行きたいと、かように考へておるわけでありまして、取敢えずにおきましては爲替のレートを四百二十円といたし、今申しました点におきまして、持しておりますが、若し三百三十円ということに決定いたします場合には、できるだけの施策をいたしまして、それらでこの輸出の三割以上を占めておられます生糸類が輸出貿易に傾斜を起さないように努力いたしたいと、かように考へておるわけでありまして。

繭糸の價格をいつ定めるかという御質問でありましたが、先程安本長官から米の消費者價格を近く変更するといふ御説明でありました。これは多分四月のうちに改正されることと思つておりますが、今日バリエイが一四三になつておるのであります。昨年は一三二でありましたが、一四三に上つておりますので、このバリエイによりまして消費價格を決め行きたい。

〔國務大臣森幸太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(森幸太郎君) 平岡議員の御質問にお答いたします。失業者の数の問題であります。これは爲替のレートの問題、それから行政整理の最終的決定等もありますので、現段階において不動の数字は予測できませんけれども、從來しばしば発表されてきた百四十萬乃至百七十萬という数字を現在では労働省は推定の基礎としておるわけでございます。これに對しまして民需産業の方面から

の生産者の價格と言ひますのは七月と十一月であるのであります。この四月に若し消費者價格が向上了いたしました場合に、生産者に対してはどういう処置をとるかという問題であります。これは安本長官も申しました通り、妻に對しまして米に對してしましても、その値上りに對してこれは還元するということを從來通り行つております。従つて二十四年度米穀年度における生産者の價格は、この七月において、そして十一月において、これは從來通り當時の一四三というこのバリエイ指數を以て生産者價格を決めて行きたいと、かように考へておるわけでありまして、この消費者價格の向上によりまして、生活費に非常な影響を及ぼすという心配をされる向もあるやうであります。今日の調査によりまして、左程大して生活費に對しての影響を蒙らざるものではないといふやうな見方もあるやうであります。生産者の價格は今申しましたように、從來通りこの七月と十一月において決定するということを御承知願ひたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣鈴木正文君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木正文君) 平岡議員の御質問にお答いたします。失業者の数の問題であります。これは爲替のレートの問題、それから行政整理の最終的決定等もありますので、現段階において不動の数字は予測できませんけれども、從來しばしば発表されてきた百四十萬乃至百七十萬という数字を現在では労働省は推定の基礎としておるわけでございます。これに對しまして民需産業の方面から

の雇傭量の増加は、大体四十万ぐらいではないかという推測をいたしておきます。そのうちお尋ねになりました輸出関係の方は、その半分の二十万前後ではないかという推定をしておるのであります。爲替のレートの決定によつて、輸出産業自体の中でのいゝな変化はありましようけれども、五億五千或いは六億ドルの輸出が政府の輸出振興を中心とする新しい政策によつて達成し得られるならば、出入りはありましようけれども、この程度の雇傭量の増加というものが期待し得るのではないかとこのうに考えているわけでありました。そういたしまして、尙相当数の失業者が残る。これは翌年度以後の國民経済の拡充による雇傭量の増加によつて最終的に吸収して行かなければならないのでありますけれども、その中途の段階におきましては、失業保険なり或いは失業対策事業などによつて措置して行く。これは誰が考えてもそのなのでありまして、失業保険の保障給付は幸いに健全を示しておりますので、場合によつては七十万前後の包容力も持つてゐるのでありますけれども、併し政府といたしましては大体四十万前後の準備をしてゐるわけでありました。それから現在政府が行なつておられますところの直接的な失業対策或いは職業補導、これらの二つを併せまして、大体四十万前後を暫く收容して行くことができるというふうな計算に参りますと、最終に直接的な失業対策事業によつて処理しなければならぬ数というものは、これも明確な不動なものとは算定できませんけれども、三十万前後になるのではないかと考へるのであります。これに對しては、いゝゆる直接的な失業対策でありまして、お説のごとく、予算面におきましてこれに對する措置は未だとられておりませんけれども、これは一度にどうと出て来るのではなくして、上半期末から下半期にかけて出て来ると思ふべきです。時期を遅らさないように予算的措置をとる、或いは臨時國會等を通じまして、適宜な予算措置をとりまして、適宜な都市を中心とし或いは知識階級の失業を、加えましたところの失業対策事業を、現在政府内部にありまるところの失業対策審議会の活動とも俟ちまして、これを樹立いたしまして、誤りなくこの間の情勢に処して行きたい。そういふふうに考へておる次第でございます。(拍手)

【國務大臣高橋兼太郎君登壇、拍手】
○國務大臣(高橋兼太郎君) 平岡さんの御質問にお答えいたします。我が國民民主化の基盤であり文化國家の根源を培う義務教育の完成に非常に重大な關係を持つております六・三制建築費國庫補助の予算につきましては、現在尙關係方面と極力折衝中でありまして、未だ見通しが付かない状態でありまして、非常に憂慮しておる次第であります。尙今後におきましても、臨時國會その他あらゆる機会を捉えまして、これが計上増額に努力いたしまして、財政的原因から参ります教育上の欠陥に對しましては、これを極力最小限度に止めるために全力を盡す考へております。次に我が國教育界における私學の重要性を考へ、又私學の復興

警察が現在非常に困難な状況にある點に鑑みまして、私學貸付金につきましては、文部省としてこれを極めて重要視し、相當額の予算計上を圖つたのであります。遂にこれが實現されないことになつたのであります。併しこれにつぎましては何かの方法を以ちまして善後措置を講じたいと考へ、極力研究中でありますから、御了承を願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 小川久義君。
【小川久義君登壇、拍手】
○小川久義君 私は新政クラブを代表し、將又全國から集まりました農民代表の血の叫びを休まして、吉田内閣の施政演説に對する質問をいたしたいと存じます。第三次吉田内閣は去る一月の總選挙における民自党の勝利に基いて成立したのであります。民自党の勝利は、必ずしも首相が演説の冒頭において主張せられたごとく國民が保守政を支持して生じた結果であるとは言えない。それは片山、芦田二代内閣に對する失望という消極的條件と、いゝゆる民自党の公約に對する期待という積極的條件とが、民自党進出の二大條件をなしたのであり、決して健全なる保守政支持といういゝゆる抽象的な根據に由來するものとは考へられないのであります。而して前内閣に對する國民の失望という消極的條件に對しては、民自党内閣は責任を負う何らの責もないのであります。民自党の公約に對する期待が選挙の結果を支配した事實に對しては、政府は嚴肅に責任を自覺すべきであります。(拍手)而して政党政治の信頼を擁護する義務を負ふべきであります。然るに

施政演説によつて示された政府の政策は、總選挙當時の民自党の政策的な性格乃至公約とは著しく變質してゐることは極めて明瞭であります。首相は、今回提出した予算案は九原則並びにドッジ氏声明を了承し、政府の責任においてこれを具体化したものであると言つておるのであります。九原則はすでに選挙前に示された原則でありまして、民自党はこれを確實に把握するところなく、民自党的解釈をして公約を振りまいたのであります。ところが施政演説を承りますと、公約はいつの間にか忘却して、九原則の盾の陰に隠れてしまつたのであります。(うまいぞ)と呼ぶ者あり。首相は公約は漸を追つて實現して行くと、公約の公約をいつのことか分らないのであります。(その通り、その通り)「何の公約だ」「吸くらうやうだ」「うまい」と呼ぶ者あり。漸を追つて實現すると言ふのは、具體的な公約は徒らに大衆を欺くための餌になつてしまふ。取引高税の撤廃のごときも、税制審議會を設けて調査するといふのは、公約の欺瞞性を端的に示すものと言われても仕方がないと思ひます。(笑聲)而してかかる政策の變質は、客観性的變化によつて招來されたというよりも、民自党の政策的な感覺の無責任さと放漫さによ來するものであります。(拍手)首相は、國民経済安定のためには速かに旧弊の切開手術が必要であると強調されたのであります。最も速かな手術が必要なのは外ならぬ民自党の政策自身であることを自覺すべきであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、拍

手)私は、總選挙の結果を支配した公約の公約が、予見し得なかつた新たな事態に基かずして實現し得ない場合、内閣は總辭職すべきが政党政治の原則であると思ひ、これに對する首相の所見を承わりたいのであります。(うまいぞ)「ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり、拍手)

次に時間の關係上、質問の内容を重點的に限定いたしまして、専ら農村政策についてお尋ねいたします。戦争中、又それ以來今日にかけて、日本經濟がしばしば危機を傳えられながら、その崩壊を免れて來たのは、農民經濟の犠牲的負担が大きな支柱となつて來たことは争われない事實であります。これに對して政府は、從來農民經濟力の培養と農業再生産確保のために、どれだけの誠意を示し、その實現を圖つて來たか、甚だ疑わしいものがあるのであります。今回明らかにせられた政府の政策並びに予算案は、かかる傾向を一層強く感ぜしめるものであります。が、我々は農業対策に關して、次の諸點について關係各大臣の誠意ある明確なる答弁を願ひます。

第一に、米價を初め農産物の價格政策についてであります。農民經濟にとつても國民生活全般にとつても極めて重大な影響を持つ米價の決定について、現行のバリエイ方式は、技術的に最も安易な方法を選んでおるのであり、生産費並びに再生産費の算定その他の難問題を回避したものであります。

政府は安當なる米價を決定するため審議會のごときものを作り、農民代表をもそれに加ふる意思があるかどうか

か、先ず承わりたいのであります。今日主食の供出價格と配給價格との開きは余りにも大き過ぎるのであります。農家に對する還元米までも高い消費價格を適用しておるのであります。政府はこれを改善する用意を持つてゐるかどうか伺いたい。又バリエイ方式が採られる限り、我々の努力によつて、昨年実現した米價調整金は、當然の措置として供出制度の存続中は継続すべきであるにも拘わらず、巷間、大蔵大臣はこれを廃止する意圖があるかのごとく傳へられてゐるが、その眞否を伺いたいのではあります。尙輸入食糧の價格關係は、國家財政上、國民經濟上、重要問題であると同時に、將來の日本農民經濟にとつて重大關心事であり、最近の石当り價格と、輸入爲替レート決定後の米麥等がそれぞれ一石当りの價格が幾らであつて、現在の供出價格との差額が何程であり、如何に処理されておるか、又將來について見通しがどうであるかを明確にお示し願ひます。

第二は供出制度についてであります。供出制度は、食糧確保臨時措置法によつて事前割當制が確立し、追加割當は行われない建前になつてゐるが、現に二十三年産米について超過供出の強制的な割當が行われたので、農民は完納せんとすれば自分の飯米が足らなくなる、納めなければ威かされるので、幾夜ともなく相集まつて涙に暮れる実情が各地に見受けられるのであります。(拍手)政府は如何なる法的根拠と如何なる事情に基いたのであるか、先ず承わりたいのであります。更に供出

完了後の自由販賣を主張して來た民自党の手によつて、皮肉にも追加供出の法制化を行つて予定と聞くが、その眞否と根拠を承わりたいのであります。第三に災害對策について伺ひます。終戦後年々頻發してゐる災害は農村に重大なる脅威を與へてゐることは申すまでもありませんが、すでに発生した災害に對する処置についても、今後の予防措置についても、今回の予算額では事業の遂行に支障を來し、從來からの継続事業をも打切らざるを得ない虞れがあるのではあります。政府は今後如何にして災害に對処せんとするか、又すでに完成した工事に對する負担金を、どうしていつ支拂ひするか、確實な目録をお示し願ひたいのであります。

一例を申上げますれば、富山縣の昭和二十二年産の災害は、國庫負担額二億二千四百七十七萬圓に對し、その半額にも足らない四八%の一億八百八十八萬圓しか交付されてゐないのであります。又同二十三年産分は、總額十億四千餘萬圓に對し、ただの九・八%の一億二百餘萬圓しか交付されてゐないのであります。かような状態で、地方廳は被災の苦しみをしてゐる実情であります。これは單に富山縣の実態であります。これは、全國殆んど同様であると考へられますので、速かな對策を確立するより強く要望いたします。

第五に、農村金融問題について伺ひます。大蔵大臣は財政演説において、長期資金の供給については、復金が從來の融資方式を廢止することとなつたため、この方面の資金供給に對する一般金融機關の積極的活動を促進すると共に、農林金融、中小企業金融等の資金の供給に遺憾なきを期したいと述べておられるが、その詳細なる具体案をお示し願ひます。

第四に土地改良の問題であります。元來經濟力の乏しい農民が、供出の強化と租税並に價格政策によつて過重の負担に苦しんでゐる今日、みづからの經濟力によつて土地改良事業を実施することは到底できるものではありません。政府は食糧並に農村對策の重要な一環として、責任を以て全額國庫負担で実施すべきであります。これに對して農林大臣の對策を伺ひます。

第六に、農業團體である農業協同組合等が經濟活動をなす場合、許可等を極端に制限し、或いは不自然な統制を行い、農村生活の實情に反する場合が少くないのであります。一例を挙げますと、農業協同組合等が組合員各自の自家用の味噌醬油等の鹽を共同製造せんとする場合、米を原料とするものは一切許可しない。米以外の原料を使用する場合も不当に困難な條件を設けて農村生活の實情を無視した取扱をなし、一般業者との間に差別待遇が行われてゐる実情であります。農業協同組合等の發展上、かかる不自然な取締りや差別的取扱を廢止する意思があるかないか。大蔵大臣にはつきりお伺ひいたします。

第七に農業課税について伺ひます。現在重税によつて生活を脅かされてゐるのは廣く國民各方面に亘つて共通の事實であります。農民に對する課税は技術的にも問題があつて、農民經濟への重圧となつてゐるのであります。政府は農民經濟の實情を考へて、農業所得税に對し基礎控除額を大幅に引上げるか、又は農業従事者ごとに基礎控除を認めるか、いずれかによつて税の適正を図る意思があるかどうか。次に、農産物の中間生産物を所得に計上する。これは明らかに不當であり、これを廢止すべきである。又必要経費の算定に當つても、作業設備、農耕牛馬及び農具、その他の償却の見積り、必要資材の實際價格等を検討して、再生産に支障なきよう措置する考えがあるかどうか伺ひます。

最後、農村に取つても、否、國民全体に取つても最も大きな影響を受けるものの一つである教育予算について、首相、蔵相並びに文相に伺ひます。從來と雖も教育は予算の上では常に冷遇されて來たのであります。今回の予算案は全く新教育制度の危機を孕む予算であると言わざるを得ないのであります。國民は附々難きを忍んで新教育制度に順應協力し、國が必ず支拂つて呉れると信じて多額の金を立替へ、又は多額の寄附を負担し、或いは市町村有の財産を投げ賣つて今日に至つてゐるのであります。吉田内閣はこれを未完のまゝに放置せんとするものであるか、或いは何らかの教育制度改正を企圖するものではないかと、國民ひとしく成行きを重視してゐるところであります。吉田首相は第四回國会の施政演説において、新教育制度の實質的完成を約束したのであるが、その考え方が變つたかどうか承わりたいのであります。

農産物の價格決定につきましては、農産物價格審議會というものを設けまして、これは民間團體、關係者等が集まりまして、適正な價格を決めることにいたしてゐるのであります。尙、採供出に對しまして、還元米を消費者價格の高いもので賣付けてゐるということでありましたが、実はこの還元米をせなければならぬという供出の方式は相當考慮せなければならぬのではないかと考へてゐるのであります。現在の供出方式を合理的に変更いたしまして、そうしてこゝより採供出をせ

阿波丸事件に基く日本國の請求權の放棄に關する決議案
右の議案を國會法第五十六條によつて決議する。
昭和二十四年四月六日
議長者

佐藤 尚武 伊東 隆治
淺井 一郎 伊達源一郎
國 伊能 徳川 頼貞
小川 久義 野田 俊作
參議院議長松平恒雄殿

阿波丸事件に基く日本國の請求權の放棄に關する決議案
わが國は、連合國の同情ある理解により、今や戦争の荒廃から脱却して、平和と自由及び民主主義の高遠な原則の具現を目指す新しい生活に乗り出している。

米國は、主たる占領國として占領政策の設定と実施に當つて主導的な役割を果して來ており、わが國民としては、米國政府及び米國民がわが國の恢復及び復興のために與えた多大な援助に對し深甚なる感謝の念を抱くものである。

よつて本院は、政府に對し次のように措置するよう要請する。
一、わが國は、昭和二十年四月一日發生した米國海軍艦艇による阿波丸擊沈事件に基くすべての請求權を、自発的に且つ無條件に放棄すること

二、政府は、速かに、連合國最高司令官のあつせんを得て、米國政府と商議を開始し、前記請求權の放棄を基礎として、本事件を円満に解決すること
三、政府は國內措置として、本事件の犠牲者を慰藉するため適當な手段を講ずること

四、政府は、本決議に基いて執つた措置の結果を、速かに本院に報告すること
右決議する。
【佐藤尚武君登壇、拍手】

○佐藤尚武君 諸君は阿波丸事件を御記憶のことと思ひます。阿波丸は日本郵船会社の船でありまして、連合國側の俘虜及び抑留者に宛てられた米國からの救恤品を積んで、昭和二十年二月十七日南方諸地域に派遣されました。この救恤品の輸送は米國政府からの要請に基いて行われたのでありまして、連合國から安導券を與えられていたものであります。阿波丸はその使命を果した後、二千四名の乗客及び乗組員を乗せまして、三月二十八日シンガポールから帰途についたのであります。ところが四月一日深夜中、台灣海峡におきまして一米國潜水艦によつて擊沈せられました。救出せられたのは一名の乗組員のみでありました。聞くところによりますと、この事件に關しては、政府は戦時中から又戦後後も引き続き米國政府と折衝を重ねていた由であります。併し未だ解決に達してはいなかつたというのであります。併しなから終戦後の事態は一変いたしました。主たる占領國として、米國は、我々を眞の民主國家として立直らせるために、又飢饉及び疾病の防止、産業及び通商の回復その他總じて戦争によつて荒廢した我が國經濟の再建を助成するために、常に先頭に立つて盡力を惜しまないのであります。又我が國は、我が國民の引揚のため米國船舶の貸與を受けて参つたのみならず、

その促進のためにも同國から多大の好意的援助を受けているのであります。しかのみならず、米國議會は日本の救済及び復興のために巨額の資金の支出を決定しておりますことは、夙に諸君の御承知の通りであります。占領費並びに日本の降伏のときから米國政府によつて日本國に供與せられた借款及び信用は、日本國が米國政府に對して負つてゐる有効な債務であることは勿論であります。米國の好意を物語るかくのごとき数々の証左に直面して、我々としては、これに比較すれば甚だ少額の阿波丸事件の賠償請求をいつまでも固執することから言つて當を得ないことであると感ずるのであります。よつて私はこの際この事件に關するすべての請求權を放棄すべきこと、そして又政府は、米國政府との間に、右の趣旨にて事件の円満なる解決を圖ると共に、國內措置として本件犠牲者を慰藉するために適當な手段を講ずべきものなることを提議するものであります。この目的のために、私はここに成規の手続を経て本院の決議案を提出いたします。これはすべての日本人の純粋なる感情を反映するものであると確信する次第であります。(「ノー／＼」と呼ぶ者あり)

以下右の決議案を御紹介いたします。(「二億円の内訳はどうした」「贈け」と呼ぶ者あり)
阿波丸事件に基く日本國の請求權の放棄に關する決議案
わが國は、連合國の同情ある理解により、今や戦争の荒廃から脱却し

て、平和と自由及び民主主義の高遠な原則の具現を目指す新しい生活に乗り出している。
米國は、主たる占領國として占領政策の設定と実施に當つて主導的な役割を果して來ており、わが國民としては、米國政府及び米國民がわが國の恢復及び復興のために與えた多大な援助に對し深甚なる感謝の念を抱くものである。

よつて本院は、政府に對し次のように措置するよう要請する。
一、わが國は、昭和二十年四月一日發生した米國海軍艦艇による阿波丸擊沈事件に基くすべての請求權を、自発的に且つ無條件に放棄すること

二、政府は、速かに、連合國最高司令官のあつせんを得て、米國政府と商議を開始し、前記請求權の放棄を基礎として、本事件を円満に解決すること

三、政府は國內措置として、本事件の犠牲者を慰藉するため適當な手段を講ずること
四、政府は、本決議案に基いて執つた措置の結果を、速かに本院に報告すること
右決議する。

決議案は以上の通りであります。ついで議員諸君におかれましては、今述べました提案の理由を十分御考量的上、殊に米國から莫大な援助を現に受けておるといふ事態を特に考慮になつて、本決議案に對し御賛成あらんことを切望するものであります。
○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論の通告がございます。金子洋文君。

【金子洋文君登壇、拍手】
○金子洋文君 私は日本社會黨を代表しまして本決議案に反對をいたします。(拍手)米國政府及び米國民が、我が國の民主化に對して、又我が國の復興のために與えた絶大な御援助に對しましては、我々も諸君とひとしく深甚の感謝の念を抱いてゐるものであります。(拍手)その通り「贊成したらいいじゃないか」問題が違つて呼ぶ者あり(今日突如として阿波丸擊沈事件に基くすべての請求權を自発的に且つ無條件に放棄するといふことについては、合理的にも合法的にも甚だ首肯し難いのであります。(その通り)「異議なし」と呼ぶ者あり)而もこのことたるや世界に類例を見ない重大な問題であり、(よく聴けよ)と呼ぶ者あり(他にいろいろ問題があるのに、今この事件についてだけ急いで議決する理由も必要もなく、又適當の時期でない我々は考へるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)甚だ簡單であります。以上理由を以て本決議案に反對するのであります。(その通り)と呼ぶ者あり(拍手)

○議長(松平恒雄君) 堀眞琴君。
【堀眞琴君登壇、拍手】
○堀眞琴君 本員はこの決議案に反對を表明するものであります。先ず第一に、國際法の侵犯に基く請求權と、アメリカから我が國民に對して與えられたところの援助とを一緒にして考へることが間違ひであるといふことであります。(その通り)と呼ぶ者あり(御承知の通り國際平和は、各國が國際法規を正

官報号外 昭和二十四年四月七日
參議院會議録第十号 阿波丸事件に基く日本國の請求權の放棄に關する決議案

しく守ることによつて初めて貫徹されるものであります。(「聴いたか」と呼ぶ者あり) 單に請求權に基くところの費額が極めて小さいという理由だけで我が國が持つところの請求權を無條件的に放棄するということは、決して當を得たものであるとは考えることができないのであります。それ故に先ず第一に私は本案に反対を表明するものであります。

それから第二には、本件は本來政府がその責任においてこれが折衝を開始しまして、そして國會の承認を得べきものであります。このことは憲法第七十三條の第二号によりまして明らかであるところであります。然るに政府におきましては本件の折衝を放棄しまして、國會にこれが決議案として上程することを求められたということにつきましては、私は本末を顛倒するものである(「憲法違反だ」と呼ぶ者あり)ということを言わなければならぬと思ふのであります。

それから最後であります。國內措置として犠牲者に対する慰籍の手段を講ずべきことは言うまでもないものであります。併しながら戦争によつて犠牲を蒙つた者は外にも多数あるものであります。これらの多数の犠牲者に対する慰籍の方法と勘案いたしまして本件を國內的措置として十分に考えなければならぬと思ふのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 然るに本件におきましては、その他の犠牲者との關係が何ら考慮されておらぬという点につきまして、私は反対せざるを得ないのであります。以上の三点の理由からして私は本決議案に對して反対を表明するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 中野重治君。中野重治君登壇、拍手。

○中野重治君 日本共産黨はこの決議案に反対であります。その理由は金子、堀岡君の述べられたところにも明らかであります。更に私共の考えを簡単に述べたいと思ひます。

この問題を明らかにするために必要なことは、この事件の本質を我々が明瞭に理解することであり、この事件の本質はどこにあるか。それは決定的に負けつたある侵略主義國に對して、決定的に勝ちつたある民主主義國に、己れを非を世界の前に公然と認め、賠償の問題を公然と採り上げたというところにあるのであります。それは交戦諸國が、その勝ち負けに拘わらず、それを越えて一様に服すべき國際正義に對して忠誠を示したということにあるのであります。即ちこれは、勝てば官軍、負けば賊というあの方式に對する、全き対立が出されたというところであつて、「違ふ」と呼ぶ者あり。勝ちつた向この忠誠が示されたというところは、單に義務の面にのみかかるものではあります。我が過ちを過ちと認めることは又民主主義本來の權利なのであつて、ここにこそ侵略主義、独裁主義の到底持つことのできな民主主義の誇りがあるのであります。(拍手) 然るにこの案を見ますと、これは、この誇りある民主國の權利、國際公法をば民主的に守ろうと確約した相手國の權利行使を、こちらから犯そうとするものである。(「その通り」と呼ぶ者あり) これを侮蔑しようとするものであります。而もこれを占領せられ管理せられてゐる状態の下においてなそうとするこの案は、物的援助を得たに正当の權利をも放棄しようとする醜い精神に貫かれてゐるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) その根柢を探れば、明らかに、負けたからには正当の權利をも放棄しようとする卑しい心根が見えるのであります。これは事柄の理非曲直を問わないで、たゞ力の勝ち負けにかけようとする暴力第一主義の裏返しに現れてあります。御承知のように極東軍事裁判の際に、日本の國內には、勝つた者が負けた者を裁くのは不当であるという言説が流布されました。今この案の性格を見ると、かくのごとくに誤まつた言説を日本國內から絶滅させようとしないうで、却つてこれを保護して温存させようとする性格を明らかに持つてゐるのであります。(「ノー!」「そうだと呼ぶ者あり) 自己の權利を不当に放棄しようとするものは、必ずその義務をも不当に放棄しようとするものであります。世界に向つて公然とその非を認め、アメリカの態度をこそ我々は學ばなければならぬのであつて、そのためには、相手國の民主的義務、權利の行使を本當に心から尊重することを以て、これを學ぶ第一歩とななければならぬのであります。賠償の額が何程かということを今我々は明らかにしません。が、たとえその額が如何程小さくあろうと、その量の上の多寡に拘わらず、その性質、性格を明らかにして、支拂うべきものは如何なる場合にも支拂い、受取るべきものは必ずこれを受取ることをこそ、國際正義に對する民主的忠誠の道であります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) これこそ連合諸國の我が國に對する好意に正しく應ずる道であります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 我々は今委員長の説明の中にあつた言葉を借りるならば、極く僅かのもを請求しようとするによつて偉大なアメリカ國民の感情を害するであらうというふうな言葉があつたように記憶しますが、我々はアメリカの民主的人民がかくのごときものとは考えないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 即ちこの問題をかく正しく扱うことこそ連合諸國の好意に應ずるゆゑであり、即ち阿波丸の問題は、その性質上正しい手続において議和會議に委ねらるべきものと考えるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 若しここに一人の息子が極道に身をもち崩して準禁治産に処せられ、そして座敷に軟禁せられておるとし、ましてその者が保佐人に向つて、お前のおれに對する借金はおれの方からこれを繰引きしてやろうと宣告するとするならば、これは滑稽ではないでしようか。おこの沙汰ではないでしようか。おこの沙汰の限りである。

(「その通り」と呼ぶ者あり) 而も只今衆議院でこの問題が議せられたとき、當時の賠償額二億圓の具体的内容について質問を受けたところが、岡崎外務委員長はこれに對して何一つ答へることができなかつたのであります。これは問題に國內の問題として処理する場合にも、あの事件によつて犠牲となつた人間に對するよりは、船會社に對する賠償が大きなウェイトを持つてゐるのではないかを十分に疑わしめるものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) だ(「その通り」と呼ぶ者あり) 彼占領中であつて、すでに國際正義を破ろうとするものであることを世界に表明し、國會をばそれを合理化するための道具に使おうとするこの案件は許すべからざるものであります。この案はよこしまであつて、人間の道にかなわぬ。國際公法にかなわぬ。今言ひましたような点からも極めて疑わしい性質を持つておる案でありますから、これは断じて否決されなければならぬのであります。そして、このことを阿波丸の犠牲者の遺族をも含むところの民主的全日本人民の意思であり、要求であると我々は考えるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) この点を諸君が自覺せられて、發議せられた人々も自己の責任の重大を自覺して、明らかに態度を矯正して頂きたい。(拍手) そうして我々と共に満場一致、この忌むべき、恥すべき決議案を棄つて頂きたいと、こう考へるのであります。日本共産黨のこの問題に對する反対の理由と、更に諸君に對する痛切な要請をここで述べます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

(拍手)

只今の決議に対し政府より発言を求
められております。この際許可いたし
ます。吉田外務大臣。

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)

○國務大臣(吉田茂君) 参議院が長期
間に亘る本懸案の解決のために発議せ
られましたことは、誠に欣快に堪えな
いこととあります。政府は直ちに本決
議を実施に移し、合衆國政府と商議を
開始し、その結果につきましましては、速か
に本院に報告すると共に、然るべき國內
措置を講ずる考案であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本日はこれにて
延会いたします。御異議ご
さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議なしと認
めます。次会は明日午前十時より開会
いたします。議事日程は決定次第公報
を以て御通知いたします。本日はこれ
にて散会いたします。

午後四時二十六分散会

○本日の会議に付した事件

一、常任委員辞任及び補欠の件
一、日程第一、國務大臣の演説に關
する件(第三日)

一、阿波九事件に基く日本國の請求
權の放棄に關する決議案

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 喜作君

議員
西田 天香君 小川 友三君
阿竹齊次郎君 岩本 月洲君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 康治君 鎌田 逸郎君
河井 彌八君 來馬 琢道君
小杉 イ多君 小宮山常吉君
西郷吉之助君 佐藤 尙武君
鈴木 直人君 高田 寛君
高橋龍太郎君 伊達源一郎君
田中耕太郎君 中川 以良君
野田 俊作君 久松 定武君
姫井 伊介君 藤井 丙午君
松村眞一郎君 三島 通陽君
宮城タマヨ君 矢野 西雄君
山崎 恒君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 岡部 常君
飯田精太郎君 岡元 義人君
岡本 愛祐君 楠見 義男君
木下 辰雄君 中山 壽彦君
山田 佐一君 島村 軍次君
島津 忠彦君 宿谷 榮一君
下條 康磨君 小林 英三君
遠山 丙市君 徳川 宗敬君
田村 文吉君

玉屋 喜章君 徳川 頼貞君
一松 政二君 藤野 繁雄君
帆足 計君 北條 秀一君
穂積眞六郎君 田口政五郎君
岡田喜久治君 國 伊能君
山内 卓郎君 渡邊 甚吉君
植竹 春彦君 藤井 新一君
北村 一男君 加藤常太郎君
西川 昌夫君 川村 松助君
池田宇右衛門君 堀 末治君
荒井 八郎君 西川甚五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 寺尾 豊君
草葉 隆圓君 柴田 政次君
今泉 政喜君 松野 喜内君
黒川 武雄君 紅 露 みつ君
深川タマエ君 大隅 憲二君
平岡 市三君 城 義臣君
深川榮左エ門君 星 一君
仲子 隆君 重宗 雄三君
西山 龜七君 橋本萬右衛門君
伊藤 隆治君 佐々木鹿藏君
淺井 一郎君 廣瀬與兵衛君
小串 清一君 水久保甚作君
平沼彌太郎君 尾形六郎兵衛君
木村三四郎君 木内 四郎君
櫻内 辰郎君 油井賢太郎君
石川 準吉君 石川 一衛君
入交 太蔵君 安達 良助君
高橋 啓君 小林 勝馬君
中平常太郎君 内村 清次君

大隈 信幸君 門屋 盛一君
平野善治郎君 金子 洋文君
岩木 哲夫君 下條 恭兵君
門田 定蔵君 小泉 秀吉君
山下 義信君 林屋龍次郎君
中井 光次君 大野 幸一君
原 虎一君 大島農夫雄君
岩崎正三郎君 河崎 ナツ君
島 清君 カニエ邦彦君
板野 勝次君 細川 嘉六君
中野 重治君 中西 功君
鈴木 清一君 千葉 信君
堀 眞琴君 梅津 錦一君
星野 芳樹君 太田 敏兄君
塚本 重蔵君 村尾 重雄君
千田 正君 藤田 芳雄君
山田 節男君 波多野 鼎君
若木 勝蔵君 栗山 良夫君
川上 嘉君 丹羽 五郎君
吉川末次郎君 河野 正夫君
三好 始君 佐々木良作君
和田 博雄君 三木 治朗君
木下 源吾君 森下 政一君
青山 正一君 小川 久義君
岩男 仁蔵君 鈴木 憲一君
岡村文四郎君

農林大臣 森 幸太郎君
商工大臣 稻垣平太郎君
運輸大臣 大屋 晋三君
通信大臣 小澤佐重喜君
労働大臣 鈴木 正文君
建設大臣 益谷 秀次君
國務大臣 樋貝 詮三君
國務大臣 本多 市郎君
國務大臣 山口喜久一郎君
政府委員
内閣官房長官 増田甲子七君
内閣官房次官 郡 祐一君
經濟安定政務次官 中川 以良君
外務政務次官 近藤 鶴代君
外務事務官 (總務局長) 大野 勝己君
外務事務官 (條約局長) 西村 龍雄君
大藏政務次官 田口政五郎君
大藏事務官 (大臣官房長) 渡邊 武君
法制局長官 佐藤 達夫君
勸業事務官 三川 克己君
房舍計課長
〔第七号参照〕
審査報告書
地方財政法の一部を改正する法律
案
右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて多数意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月一日
地方行政委員長 岡本 愛祐
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

林屋龜次郎 鈴木 順一
吉川末太郎 三木 治朗
鈴木 直人 深川榮左エ門
寺尾 豊

要領書

一、委員会決定の理由

地方財政法の規定によれば、國費と地方費との負担区分は昭和二十四年四月一日以後は法律又は政令で定めなければならないことになつてゐるが、昭和二十四年度予算編成の遅延に伴いなお三ヶ月間は従前の例による必要があつて、本法案は妥當なものと認める。

二、事件の利害得失

昭和二十四年度予算編成の遅延に伴い生ずべき事務的停滯を除くと共に國費と地方費の負担区分につき慎重なる審議をなすことがで

三、費用

本法案の実施に當り、別に費用を要しない。

審査報告書

財政法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月一日

大藏委員長 櫻内 辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小宮山常吉 小林米三郎
九鬼紋十郎 伊藤 保平
小川 友三 木内 四郎
黒田 英雄 西川甚五郎
米倉 龍也

要領書

一、委員会決定の理由

この法律は、歳入歳出予算の形式を明確にするため、從來の目的別予算即ち甲第一号を廃止し、併せて予算執行に関する諸規定の整備をなさんとするものであつて、適切な改正と認める。

二、事件の利害得失

予算の運用を適正ならしむる利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い別に費用を要しない。

審査報告書

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月一日

大藏委員長 櫻内 辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小宮山常吉 小林米三郎
九鬼紋十郎 伊藤 保平
小川 友三 木内 四郎
黒田 英雄 西川甚五郎
米倉 龍也

要領書

一、委員会決定の理由

貿易資金特別会計の借入金又は融通証券の発行限度額は現在二百五十億円となつてゐるが、昭和二十二年年度末において六十六億円借入済となつており、昭和二十三年年度の限度額の余裕額は百八十四億円あるが、昭和二十三年年度中における本特別会計の支拂額は約千九百五億二千七百餘万円であり、受入額は約八百六十二億三百餘万円であるが、昭和二十三年度における限度額の余裕額百八十四億円を全額借入れても、現金支拂上約四十九億二千三百餘万円の資金不足となるので、若干の余裕を見込み、右の発行限度額を三百億円に引上げる外、本特別会計法第十三條の規定による過剰を貿易資金に組み入れようとするのであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、貿易資金の運用を円滑ならしむる利益がある。

三、費用

借入金五十億円を増加する外、別に費用を要しない。

審査報告書

會計法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月一日

大藏委員長 櫻内 辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

西川甚五郎 米倉 龍也
小林米三郎 九鬼紋十郎
伊藤 保平 小川 友三
木内 四郎 黒田 英雄

要領書

一、委員会決定の理由

この法律は、支出負担行為に関する認識制度の設定等予算施行に関する諸規定の整備をなさんとするものであつて、適切な改正と認める。

二、事件の利害得失

予算の運用を円滑、適正ならしむる利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十四年度一般會計暫定予算
昭和二十四年度特別會計暫定予算
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年四月一日

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

岩男 仁藏 岡田喜久治
小串 清一 西川甚五郎
西郷吉之助 高橋龍太郎
玉置吉之丞 飯田精太郎
田村 文吉 鬼丸 義實
高橋 啓 深川タマエ
小川 友三 尾形六郎兵衛
一松 政二 新谷寅三郎
伊達源一郎

要領書

一、委員会決定の理由

昭和二十四年度一般會計暫定予算及び昭和二十四年度特別會計暫定予算は、四月月上旬において支出を必要とする政府職員給與等を主とするものであつて、適切な処置と認める。

二、事件の利害得失
國務の運営に支障なきを期する
ことができる。

三、費用

本予算の類は、

一般会計においては、

四十六億九千九百九十二万二
千円であつて、

特別会計においては、

歳入

三百九十四億四千四百六十八
万七千円

歳出

三百二十八億四千五百八十九
万九千円である。

定價 一部 四円五十銭

送料実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
郵便 東京一九〇〇〇
圖書課